

4. 市町村戦略の内容

各項目ごとに、各地域の実情を踏まえて工夫して作成してください。

なお、これらの項目(内容)が具備されている計画が既にある場合は、それをもって市町村戦略とすることも可能です。

【記載内容のイメージ】

(1) 市町村区域内の農林漁業及び6次産業化等についての現状と課題

市町村の区域内では、どのような作物がどのくらいの面積で生産されているのか、現状では、どのような6次産業化等の取組が進められているのか、どのような課題があるのか等を記載。

(注)複数の市町村が統一の協議会を設立する場合は、広域で戦略を策定できます。

(2) (1)の現状と課題を踏まえた6次産業化等の取組方針

地域で生産される農産物の加工・直売、輸出、学校給食等の施設給食、医福食農連携、再生可能エネルギーの利用等のうち、どの分野に力を入れるのか、その取組方針等を記載。

(3) 今後(5年後程度)の6次産業化等推進の成果目標(売上げ、6次産業化事業体数等)

6次産業化等の実績、今後の取組方針等を勘案し、地域内の加工品の売上げ、新商品開発に取り組む事業体数、六次産業化・地産地消費の総合化事業計画の事業者数、ファンドの出資事業体数等の目標値について記載。

(4) 地域の特性を生かして6次産業化等に取り組む上で重点的に活用を図るべき農林水産物又はそれを原材料として開発及び生産する新商品の種類、当該新商品を生産する際に用いる加工の技術、当該新商品の販路開拓等の方向性

地域の農産物を活用してどのような新商品を開発したいのか、どのような技術を活用したいのか、新商品の販路開拓にどのように取り組むのか等の方向性について記載。

(5) 育成を図る6次産業化事業体等の将来像

小規模農家等の集団化による集落営農を法人化することを通じた育成、農業法人及び地域内の食品事業者等と連携した育成、女性の力を活用した育成等を記載。

(6) 市町村が6次産業化等に取り組む農林漁業者等を支援するために行う施策

新商品開発、販路開拓、人材育成、農林漁業者等と2次・3次事業者との交流など、市町村の単独事業で支援するもの等を記載。

(7) 国等の支援施策の活用方策

(8) 戦略の効果検証及び見直しに関する取組

(9) (1)から(8)までに掲げるもののほか6次産業化を推進するために必要な事項

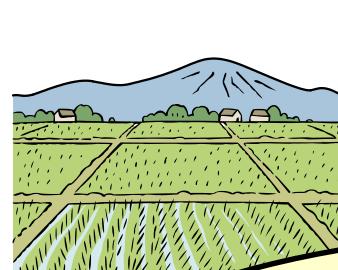
(7)から(9)は、必要に応じて記載します。

問合せ先：農林水産省 食料産業局産業連携課（連携推進第2班）

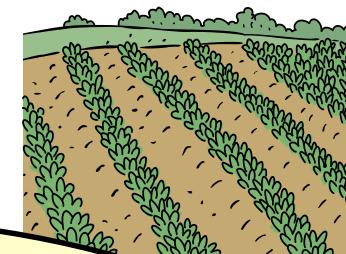
電話番号：03-6744-2063

～市町村の皆様へ～

6次産業化等の取組を進めるため、市町村の戦略を策定しましょう！



農林漁業者



商工関係

地域ぐるみの6次産業化を地域のみみんなで考えよう！



市町村



JA等



平成31年4月

農林水産省

各地域で関係機関が連携して6次産業化等を推進できるようにするため、市町村段階において、関係機関が参画した**6次産業化・地産地消推進協議会**の設置を支援するとともに、協議会で議論し市町村が策定する**6次産業化等に関する戦略**に沿って行う**地域ぐるみの6次産業化**の取組を支援します。

1. 6次産業化・地産地消推進協議会とは

「6次産業化・地産地消推進協議会」は、市町村、農林漁業、商工、金融などの関係機関で構成されるものです。推進協議会で関係機関の知見やノウハウを活かして話し合いを行い、6次産業化等に関する戦略(市町村戦略)を策定します。

(注) 推進協議会の名称は、実情に応じて別の名称としても構いません。

市町村の推進体制

市町村6次産業化・地産地消推進協議会

< 構成員 >

市町村、農林漁業団体、担い手農林漁業者、商工団体、金融機関、試験研究機関など

(注) 構成メンバーは地域実情で選定しても構いません。例えば、地域農業再生協議会をベースにすることも一つの手法です。



市町村の6次産業化等に関する戦略(市町村戦略)の策定

2. 市町村戦略とは

市町村の農林水産業及び6次産業等の現状・課題、6次産業化等の取組方針、今後(5年後程度)の売上等の目標等を記載します。

(注) 市町村戦略の項目及び記載内容(イメージ)については、最終ページをご覧ください。



推進協議会の活動(市町村戦略の策定など)には、以下の経費を助成します。

・ 講師謝金、講師旅費、資料印刷費等(交付率:定額)

3. 市町村戦略に基づく取組に対する支援

食料産業・6次産業化交付金のうち「加工・直売の取組の支援」

加工・直売の推進

農林漁業者等が新商品開発等に取り組む場合、交付率1/3以内(市町村戦略に基づく取組は1/2以内)

- 新商品開発に向け、加工適性のある作物を導入する際の**技術習得のための講習会参加費、試験栽培等に要する資材費等**を支援します。
- 新商品の試作品やパッケージデザインを開発するための**人件費、資材購入費、成分分析等検査費等**を支援します。
- 新商品の消費者評価を行うために必要な**試食会等評価会の会場借料費、商談会への出展費等**を支援します。
- 直売所の運営体制強化に向けた**検討会、インバウンド等需要向けの新商品の開発**などの取組を支援します。
- 学校給食等における、地場食材の**生産量や需要量等の調査、研修会の開催、メニュー・加工品開発、新メニューの導入実証**などの取組を支援します。
- スマイルケア食(新しい介護食品)の**開発 配食サービス等の実証**、スマイルケア食普及のための**セミナー開催**などの取組を支援します。



加工・直売施設整備

農林漁業者等が加工・販売施設等の整備に取り組む場合、交付率3/10以内(中山間地(農業)は1/2以内、市町村戦略に基づく取組は1/2以内)

- 六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法の認定を受けた農林漁業者等が、2次・3次事業者とネットワークを構築し、制度資金等の**融資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要なる、加工・販売施設等の整備**に対して支援します。

